

陸運と安全衛生

荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット

陸災防「令和5年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品

2023

6

No.650



奥入瀬溪流（写真提供：青森県）

トピックス

- ・全国安全週間の実施に向けて
- ・【特集】労働安全衛生規則等の一部改正への対応

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

全国安全週間の実施に向けて (1)

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課長 釜石英雄

【特集】労働安全衛生規則等の一部改正への対応

- ・改正労働安全衛生規則等説明会のご案内 (3)
- ・労働安全衛生規則等一部改正のQ & A (4)
- ・テールゲートリフター特別教育用テキストのご案内 (6)

陸災防「令和5年度安全衛生標語」優秀作品を決定しました (7)

- 【連載】「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の改正について
荷主や元請運送事業者に対する要請について (16)

安全

令和4年における陸運業の労働災害発生状況について (8)

- 【連載】モータージャーナリスト森山みずほのポイントオブビュー
百聞は一見に如かず (21)
モータージャーナリスト 森山みずほ

- 【連載】陸運業における死傷災害データの分析
基本の『はい作業』から安全な荷役作業を目指して！ (23)

- 【連載】全国フォークリフト運転競技大会のあゆみ (26)

- 【災害事例とその対策】
テールゲートリフターの昇降板上から荷とともに墜落…下敷きになり死亡 (31)

労働災害発生状況(令和4年確定) (38)

労働災害発生状況(令和5年速報) (40)

健康

- 【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2023
若者が反発したくなる、おじさん言葉は！ (18)
精神科医 夏目 誠

- 【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (36)

陸災防情報

- 「陸上貨物運送事業労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)」が目指すゴールについて (10)

- 【7月に「夏期労働災害防止強調運動」を実施します！】

令和5年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱 (11)

令和5年度 通常総代会開催 (13)

小企業無災害記録表彰 (30)

陸災防の安全衛生図書・用品カタログ (32)

- 【新商品】「安全ポスター No.83」のご案内 (42)

関係行政機関・団体情報

- 【厚生労働省】令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施中です (30)
【厚生労働省】「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の最新版を公開します (39)

全国安全週間の実施に向けて

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長 釜石英雄

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えることとなりました。



この間、事業場においては、労使が協調して、労働災害防止に向け、たゆまぬ取組を展開してこられました。この努力により、令和4年の労働災害による死亡災害は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いて774件と過去最少となりました。一方、近年増加傾向となっている休業4日以上之死傷災害は、132,355件と過去20年間で最も多くなっており、特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する災害が後を絶たない状況にあります。

このような状況の中、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組むこととしました。

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

このスローガンの下、第14次労働災害防止計画の初年度となる今年度、その目標の達成に向け、それぞれの職場において、より一層安全活動に取り組んでいただきたいと考えております。

さて、陸上貨物運送事業に注目して令和4年の労働災害発生状況を見ますと、死亡者数は90人と、前年と比較して1人増加しております。令和2年以降は100人を下回っており、ひとえに皆さまの労働災害防止に対する取組の賜物と認識しております。

しかしながら、本来、労働の現場で人が亡くなるということは、決してあってはならないことであり、未だに1年間に90人もの尊い命が失われている現状を、我々は重く受け止めなければなりません。

また、休業4日以上之死傷者数は16,580人と、前年と比較して225人増加しており、事故の型別で見ると、特に荷役作業中等の「墜落・転落」が依然として最も多く、約3割を占めております。特に、「トラック」に起因するものが約7割を占めており、荷役作業における労働災害防止対策の充実が急務となっております。

このため、厚生労働省では、本年3月に貨物自動車における荷役作業時の安全対策の充実強化を内容とする労働安全衛生規則の一部を改正する省令を公布しました。

具体的には、令和4年8月に貴団体に取りまとめていただいた、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策に関する検討会」報告書を踏まえ、①昇降設備の設置及び荷

役作業における保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大したこと、②テールゲートリフターによる荷役作業に係る特別教育を義務化したこと等、対策を強化したところ
です。

厚生労働省では、引き続き貨物自動車における荷役作業の安全確保を着実に進めてまいりますので、皆さまにおかれましても、これらの取組への御協力をお願いいたします。

話は第14次労働災害防止計画に移りますが、本計画は本年3月27日に公示され、その中で、新たなデジタル技術の安全衛生分野への活用による安全衛生活動の効率的かつ効果的な実施に資するとともに、作業の無人化や遠隔化による「災害要因と人との接触の排除」は災害リスクの除去・低減が可能となる取組であることから、積極的な取組の推進を図ることとしているところです。

しかしながら、これらの取組は、新技術の開発や既存のデジタル技術の安全衛生分野への応用など、個々の事業場のみでは十分に安全衛生活動への活用を図ることができないものも多く、メーカーやシステム開発事業者など幅広い関係者が協力してこれに取り組む必要があると考えられます。

関係者の皆さまにおかれましては、安全衛生対策においてデジタル技術の活用がより一層推進されるよう、事業者が安全衛生活動にデジタル技術を導入することが容易となるような環境整備、導入に向けた機運の醸成等に特段の御配慮をお願いいたします。

最後になりますが、全国安全週間を契機として、事業者や労働者のみならず、メーカー、発注者などの幅広い関係者が、職場における安全衛生を形成する当事者であるという意識を持ち、齊一的に安全活動に取り組む風土の醸成にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【陸災防協賛の厚生労働省の取組】

+ 全国安全週間 +

全国安全週間：7月1日～7月7日
準備期間：6月1日～6月30日

厚生労働省では、7月1日(土)から7日(金)までを「全国安全週間」、6月1日(木)から30日(金)までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

今年で96回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

令和5年度は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

実施要綱等、詳細は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32482.html

参加費
無料

改正労働安全衛生規則等説明会

昇降設備・保護帽、テールゲートリフター特別教育等

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、**本年10月1日から**(②は令和6年2月1日から)適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

陸災防の各都道府県支部において、改正規則の内容の他、令和6年4月1日から適用となる改正改善基準告示についての説明会を開催します。（参加費無料）

カリキュラム

(1) 改善基準告示の解説（労働局）	0.5時間
(2) 労働災害発生状況・改正労働安全衛生法の概要（労働局）	0.5時間
(3) 改正労働安全衛生法の詳細（陸災防）	1.5時間
	計2.5時間

参加申込先・お問合せ先：各都道府県支部

「改正労働安全衛生規則等説明会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	6月26日(月)	北海道トラック総合研修センター	東京	7月24日(月)	東京都トラック総合会館	和歌山	9月予定	未定
北海道	7月14日(金)	十勝地区トラック研修センター	神奈川	7月18日(火)	神奈川県トラック総合会館	鳥取	8月29日(火)	新日本新聞社 中部ホール
北海道	8月8日(火)	北見地区トラック研修センター	新潟	7月14日(金)	新潟県トラック総合会館	島根	8月1日(火)	くにびきメッセ
北海道	9月5日(火)	北海道トラック総合研修センター	富山	6月26日(月)	富山県トラック会館	島根	8月2日(水)	島根県トラック協会 西部研修会館
北海道	9月11日(月)	函館地区トラック研修センター	石川	7月27日(木)	石川県トラック会館	岡山	7月25日(火)	岡山県トラック総合研修会館
青森	8月23日(水)	八戸総合卸センター HOCコネクト	福井	7月26日(水)	福井県トラック総合研修会館	広島	8月3日(木)	広島県トラック総合会館
青森	8月24日(木)	青森県トラック協会研修センター	山梨	8月31日(木)	山梨県自動車総合会館	広島	8月21日(月)	広島県トラック協会 東部研修センター
岩手	7月20日(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	長野	6月30日(金)	長野県トラック会館	山口	9月5日(火)	山口県トラック協会 研修会館
宮城	7月18日(火)	宮城県トラック研修センター	岐阜	7月24日(月)	不二羽島文化センター	徳島	7月19日(水)	徳島県トラック会館
秋田	6月22日(木)	秋田県トラック協会	静岡	6月7日(水)	静岡県トラック協会 東部支部	香川	8月7日(月)	香川県トラック総合会館
山形	7月7日(金)	山形県トラック協会 庄内支部	静岡	6月15日(木)	静岡県トラック協会研修センター	愛媛	7月12日(水)	愛媛県トラック総合サービスセンター
山形	7月14日(金)	山形県トラック総合会館	静岡	6月22日(木)	静岡県トラック協会 西部支部	高知	6月15日(木)	高知県トラック会館
福島	6月20日(火)	福島県トラック協会 県中研修センター	愛知	6月30日(金)	愛知県中部トラック総合研修センター	福岡	9月13日(水)	福岡県トラック総合会館
福島	8月4日(金)	福島県トラック協会 県中研修センター	三重	6月6日(火)	三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター	佐賀	9月7日(木)	佐賀県トラック協会 研修会館
茨城	7月24日(月)	茨城県トラック総合会館	滋賀	8月4日(金)	滋賀県トラック総合会館	長崎	9月15日(金)	長崎県トラック協会 研修会館
群馬	6月16日(金)	群馬県トラック総合会館	京都	9月予定	京都府京都市	熊本	9月20日(水)	熊本県トラック協会 研修センター2階
埼玉	6月15日(木)	埼玉県トラック総合会館	京都	9月予定	京都府福知山市	大分	8月8日(火)	大分県トラック会館
埼玉	6月23日(金)	埼玉県トラック総合会館	大阪	8月2日(水)	大阪府トラック総合会館	宮崎	8月4日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
埼玉	6月28日(水)	埼玉県トラック総合教育センター	兵庫	8月3日(木)	兵庫県トラック総合会館	鹿児島	8月23日(水)	鹿児島県トラック協会 研修センター
千葉	9月1日(金)	千葉県トラック会館	奈良	8月18日(金)	奈良県トラック会館	沖縄	7月11日(火)	九州沖縄トラック研修会館5F 研修室
右の県につきましては、開催が終了しています。						栃木		

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A③

保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？

- ◆ **保護帽とは「ヘルメット」です。**労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。
- ◆ この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があります。
- ◆ **荷役作業では、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた、「墜落時保護用」の製品を使用することが必要です。**

1 墜落時保護用

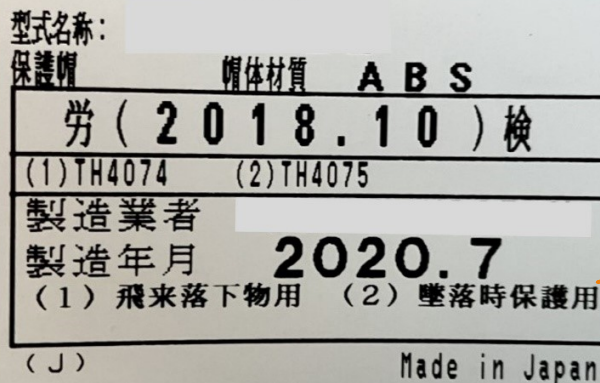
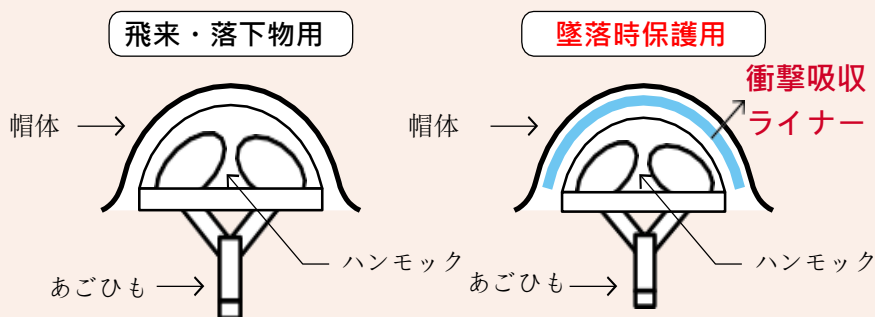
「墜落による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

2 飛来・落下物用

「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

着用時のポイント

- ① 「墜落時保護用」を使用すること
- ② 傾けずに被ること
- ③ あご紐をしっかりと確実に締めること
- ④ 破損したものは使わないこと
- ⑤ 耐用年数を守ることに



検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。
「**墜落時保護用**」の記載があることを確認しましょう。

ここに注目！

荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A④

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、**現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め**、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。
- ◆ 特別教育カリキュラム

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間以上
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間以上
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間以上
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間以上

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

省略することができる者 科目	荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育(教育内容にテールゲートリフターを含むもの)受講者	陸災防が令和4年度に実施した、「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者	令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に、6月以上従事した経験を有する者
テールゲートリフターに関する知識	省略可	省略不可	45分以上 受講必要
テールゲートリフターの操作に関する知識	省略可	省略可	省略不可
関係法令	省略不可	省略不可	省略不可
実技教育	省略不可	省略不可	1時間以上の 受講必要

- ◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「50万円以下の罰金」となります。

テールゲートリフター作業者必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、特別教育を修了した作業者でなければ行わせることができなくなります。これまでの間に特別教育を実施しておくことが必要です。



テールゲートリフター作業者必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

令和5年6月／A4判／96頁

定価：990円(税込)

会員価格：890円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

(陸災防会員は、支部へのお申し込みの場合のみ
会員価格でご購入いただけます)

次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、お
申し込みください。

[http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/
talegate_sagyousya_mousikomi.pdf](http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/talegate_sagyousya_mousikomi.pdf)

ご注文は、支部へお申し込みください

本テキストは、労働安全衛生総合研究所研究員、主要メーカー3社の技術者、陸災防安全管理士等の専門家が執筆し、全日本トラック協会並びに日本自動車車体工業会のご協力のもと作成したものです。

また、テキストに準じた内容で、特別教育の補完教材となる動画教材の販売を7月に予定しております。

テールゲートリフターの安全作業ハンドブック



特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。テールゲートリフター作業における注意事項、チェックリスト、日常点検項目を掲載しております。

手帳サイズ（10.5×15cm）8頁／頒価165円／令和5年6月

陸災防「令和5年度安全衛生標語」優秀作品を決定しました

1月から4月まで「令和5年度安全衛生標語」の募集を行ったところ、6,549作品という多くのご応募をいただきました。誠にありがとうございました。

この度、ご応募いただきました作品の中から優秀作品を決定いたしました。

優秀作品につきましては、今後陸災防の労働災害防止強調運動のスローガンやポスター等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

陸災防「令和5年度安全衛生標語」優秀作品

応募総数：6,549（敬称略）

荷役部門

[最優秀賞] 荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット

福島県 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部 五十嵐 雄二

[優秀賞] テールゲートリフター 思いもよらない危険が潜む 職場で徹底

正しい作業

千葉県 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 千葉県支部 花澤 友則

[入選] 荷台の上から飛び降りない 昇降設備で安全昇降

神奈川県 株式会社ロジス・ワークス 川崎流通センター 大野 拓海

[入選] 荷主と確認安全作業 みんなで防ごう荷役災害

秋田県 公益社団法人秋田県トラック協会 鈴木 七彩

交通部門

[最優秀賞] 死角を視界にする努力 降りてひと手間後方確認

大阪府 株式会社ロジス・ワークス 関西流通センター 大植 英規

[優秀賞] 荷主 管理者 乗務員 みんなで考え 安全運行

静岡県 翔運輸株式会社 竜洋営業所 伊藤 崇

[入選] いつもの道こそ安心せずに 危険予測で安全運行

福島県 株式会社シーズ 関根 美香

[入選] かもしれない いつも頭に 防衛運転

福島県 磐梯貨物株式会社 本社営業所 佐々木 裕二

健康部門

[最優秀賞] 腰守ろう すきま時間でストレッチ 小さなことの積み重ね

岩手県 大虎運輸北東北株式会社 北東北流通センター 菊池 由美子

[優秀賞] 目配り気配り心配り優しい職場でストレスフリー

福島県 株式会社大崎 福島営業所 渡辺 茂光

[入選] 朝起きて健康チェックではじめよう 心と身体の始業点検

福島県 株式会社タムラ 佐久間 浩二

[入選] 気付いてほしい 小さなサイン みんなで取り組む メンタルヘルス

神奈川県 株式会社ロジス・ワークス 本社 齋藤 幸一

(注) 当協会の安全衛生標語を使用される場合は、事前に陸災防本部までご連絡ください。

陸災防本部広報課 TEL：03-3455-3857

令和4年における 陸運業の労働災害発生状況について

死亡者数は1人増加（90人）
死傷者数は225人増加（16,580人）

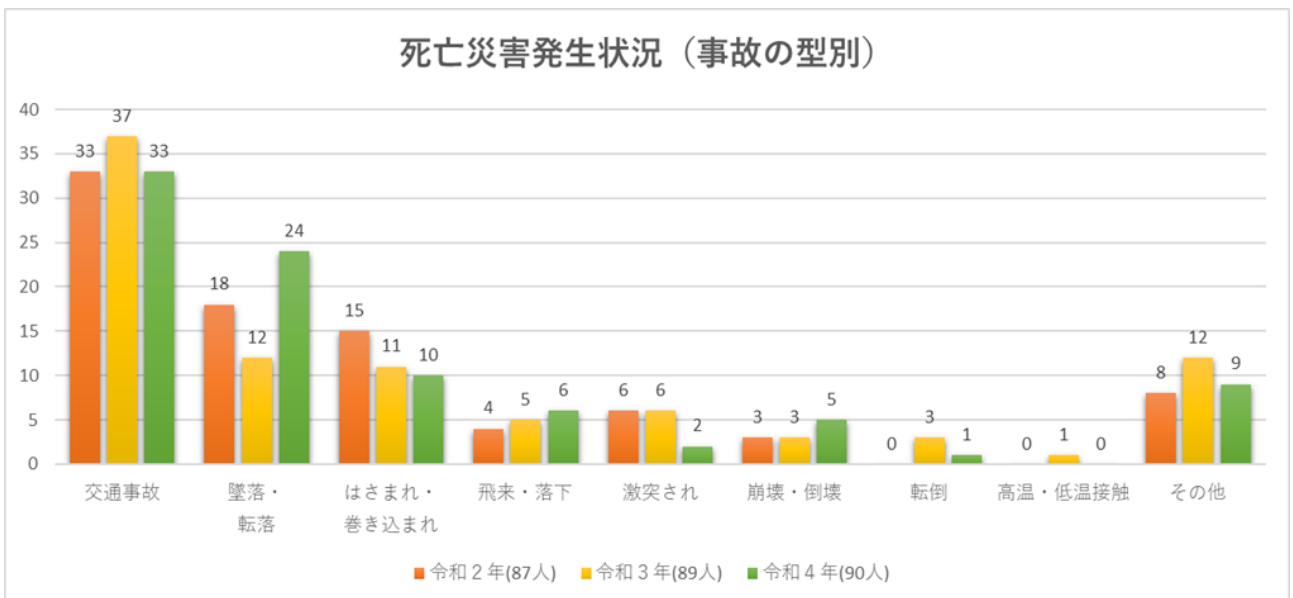
令和4年（1月～12月）における陸運業の労働災害発生状況（確定値）の特徴等について取りまとめを行いました。

陸運業の労働災害発生状況の推移



1 死亡災害は1人の増加（90人）

死亡災害は90人となり前年と比べ1人の増加となりました。事故の型別でみると、「交通事故」が前年比33人と最も多く発生しているものの、前年と比べると4人の減少となりました。次いで「墜落・転落」が前年比12人増加の24人となっています。

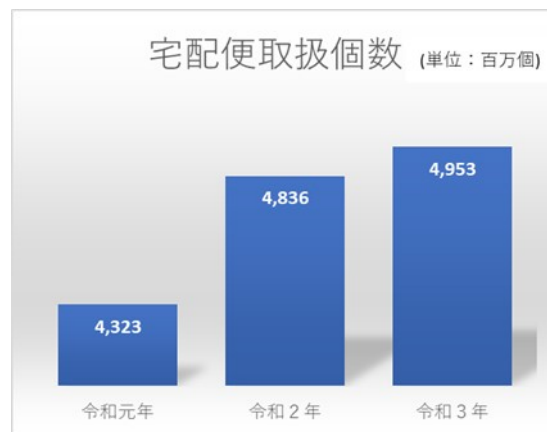
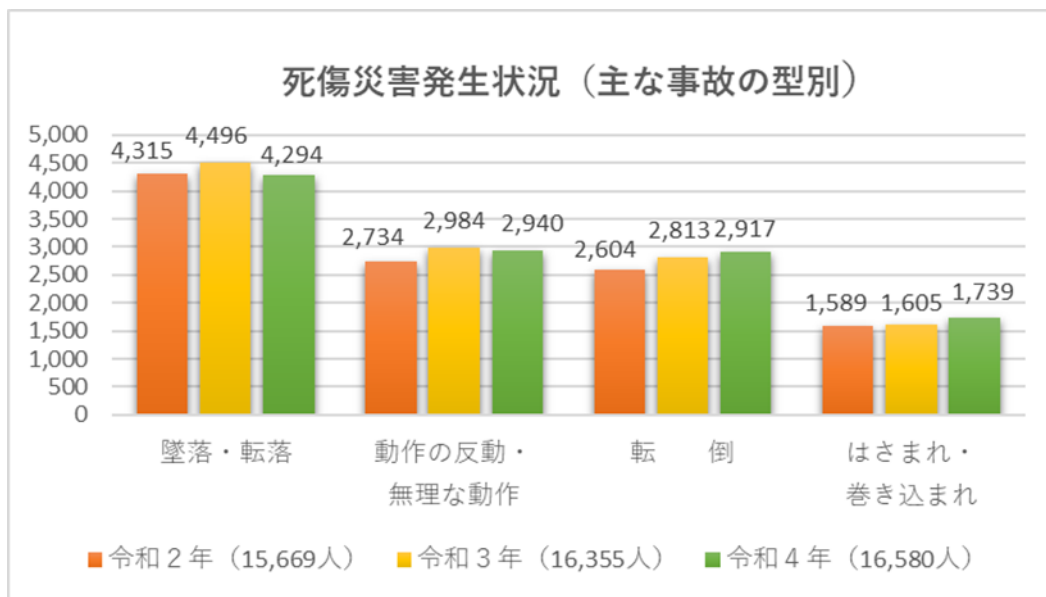


2 死傷災害は225人の増加（16,580人）

死傷災害は16,580人となり前年から225人増加し3年続けての増加となりました。

事故の型別でみると「墜落・転落」が4,294人（前年比-202人）と死傷災害の中で最も多く発生し、次いで「動作の反動、無理な動作」が2,940人（前年比-44人）、「転倒」が2,917人（前年比+104人）、「はさまれ・巻き込まれ」が1,739人（前年比+134人）と続いています。上位を占めた事故の型については荷役関連作業に起因する災害であり、前年から多少の増減はあるものの、いずれも高い水準で推移しています。

なお、陸運業では、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響により、宅配便取扱個数が増加していることも一つの要因であると厚生労働省では分析しています。



3 まとめ

令和4年は、陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の最終年度でした。同計画目標達成取組強化期間の実施等、労働災害防止対策に取り組んで参りました。死亡災害は前計画期間の総件数に対して21.8%の減少となり目標を達成しましたが、残念ながら死傷災害は達成することができませんでした。

当協会では、新たに策定した陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、死亡災害については交通労働災害及び荷役災害の防止を重点とした取組の実施、死傷災害については荷役災害を重点とし、取り分け墜落・転落災害にフォーカスを当て、全国各地で実施する集団指導を中心に取り組んでまいります。

会員事業場の皆様におかれましては、陸運業の災害の特徴を踏まえ、労働災害防止の一層の取組を引き続きお願いいたします。

陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度） 目指すゴールについて

1 「陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）」の評価

平成30年度を初年度とする陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）では、死亡災害の削減目標（前計画期間中の総数600人を、計画期間中に15%減少）は達成できました。しかし、件数が最も多い交通事故が-32.9%と大幅に減少した一方、件数が2番目に多い「墜落・転落」は+26.1%と大幅に増加しています（表1）。

休業4日以上之死傷災害は、国の第13次労働災害防止計画の「2017年と比較し2022年の死傷者数を5%以上減少」で評価すると、2017年の死傷者数14,706人が2022年に16,580人、12.7%の増加となり、目標を達成できませんでした（図1）。

また、死傷災害の内訳を見ると、死亡災害件数が最多の「交通事故」の割合は小さく、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ・巻き込まれ」など、荷役作業に関連する災害が多く発生しています（図2）。

表1 陸運業における死亡災害の発生状況

	H25-	H30-	増減
	29	R4	
交通事故	298	200	-32.9%
墜落・転落	69	87	+26.1%
はさまれ・巻き込まれ	59	53	-10.2%
飛来・落下	27	24	-11.1%
その他	147	105	-28.6%
合計	600	469	-21.8%

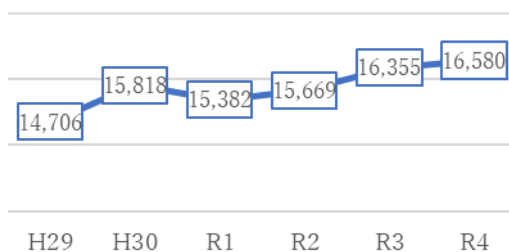


図1 死傷災害（陸運業）の推移

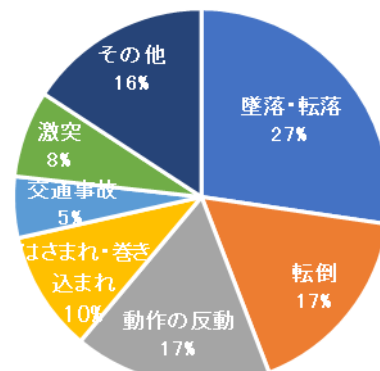


図2 事故の型別内訳（H30-R4）

2 「陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）」が目指すゴール

令和5年度を初年度とする陸上貨物運送事業労働災害防止計画では、死亡災害の減少に加え、荷役労働災害の大幅な減少を目指し、災害の約1/4を占める墜落・転落災害に関し、本計画期間中に前計画期間中の死傷者総数から5%以上の減少を目指すことを目標に掲げています。

令和5年3月には、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策を充実強化するため、労働安全衛生規則の一部改正等が行われました。陸災防では、改正法令に関する情報について広報誌「陸運と安全衛生」で特集を組んで発信するとともに、改正法令の周知のための説明会の実施、新たに義務付けられたテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の実施に必要な教材の作成や各種講習会の開催などに取り組むとともに、コンサルティング事業などを通じて事業場における労働災害防止活動を支援し、産業活動に欠くことのできない物流の担い手が安心して働くことができる社会の実現を目指します。

7月に「夏期労働災害防止強調運動」を実施します！

陸災防では、7月1日から31日において夏期労働災害防止強調運動を実施し、死傷災害の多くを占める荷役災害防止を中心として、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。

会員事業場の皆さまにおかれましても、労働災害防止活動に積極的に取り組みいただくようお願いいたします。

令和5年度 陸上貨物運送事業

夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少をめざす。（令和5年は、87人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和5年は、4,243人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の初年度に当たり、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和5年の労働災害発生状況（1～4月速報値）は、死亡者数が35人（前年同期比+11人、+45.8%）と増加しており、一層の取組の強化が必要である。

死傷者数は4,109人（前年同期－268人、－6.1%）と減少しているものの、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発しているほか、動作の反動・無理な動作による災害も増加傾向にあり、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知などこれを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、

安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日（土）から7月31日（月）までの1か月間を、令和5年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和5年7月1日(土)から7月31日(月)まで

3 スローガン

荷台に潜む危険の芽

命を守る昇降設備とヘルメット

（令和5年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部
及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、最大積載量2t以上の貨物自動車への昇降設備の設置、保護帽の着用及びテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の義務化など、本年10月及び来年2月から施行される改正労働安全衛生規則等の内

容について、セミナーの開催等により周知徹底に努める。また、同時に改正された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、テールゲートリフター等に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害が増加傾向にある交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。
- (3) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（厚生労働省・各労働災害防止団体主唱）を踏まえた取組を行う。
- (4) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (5) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事

- 業場への個別指導・パトロールの実施
- ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- ・陸運災防指導員会議等の開催

- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底
 - 厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
 - ・「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

- (4) 行政との連携、広報等
 - ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
 - ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
 - ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

令和5年度 通常総代会開催

陸運業労働災害防止計画、事業計画等、全ての議案が承認される



当協会の令和5年度通常総代会が5月25日(木)、東京都港区のベイサイドホテルアジュール竹芝において開催されました。また、通常総代会に先立ち第20回理事会が同日同所にて開催され、令和5年度通常総代会上程議案等について審議されました。

通常総代会において、渡邊会長が議長となり、

- (1)令和4年度事業報告・収支決算
- (2)令和5年度事業計画案・収支予算案
- (3)陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）※案
- (4)会費算定基準改正案

が審議され、すべて承認されました。

※計画につきましては、本誌10頁をご覧ください。



議長を務めた渡邊会長



議案説明を行った横尾専務理事

なお、令和5年度事業計画においては、新規事業である「改正労働安全衛生規則等説明会」の実施及び新たに特別教育の対象となる「テールゲートリフターの取扱い作業」の周知、徹底及び会員事業場への支援の実施をはじめとする各種事業の取組が承認されました。事業計画の詳細は、当誌令和5年4月号No.648をご覧ください。

また、通常総代会には厚生労働省労働基準局安全課長釜石英雄様が来賓として出席され、同局安全衛生部長美濃芳郎様のご祝辞を代読賜りました。



渡邊会長 通常総代会挨拶（要約）



渡邊会長

平素より、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、この3年間にわたり、その対応に追われ、会員の皆様も大きな影響を受けたものと存じます。ようやく、今月からは感染法上の分類が5類とされるとともに、対策も緩和され、今後の経済情勢にも明るさが見えてくることを期待しております。

一方で、当業界を取り巻く状況は、燃油費の高騰や、時間外労働の上限規制をはじめとする2024年問題への対応、混迷を深めるウクライナ情勢など、厳しさが続くものと見込まれております。

こうした厳しい情勢の中ではありますが、安全で健康な職場を創り上げることは、事業者にとって極めて重要な課題であり、今後とも強力に取り組んでいくことが求められております。

令和4年は国の第13次労働災害防止計画及び陸災防の中期災防計画の最終年でした。計画期間中の陸運業の死亡災害は、皆様のご努力の甲斐あって、目標の510人を大きく下回る469人となりましたが、死傷災害につつま

しては、最終年との比較で前中期計画を1,900人近く上回るなど、非常に厳しい結果となっております。

これらを踏まえ、本年から始まる国の第14次労働災害防止計画においては、陸運業が業種別の重点取組の筆頭に位置付けられ、多くの災害が発生している荷役災害防止を中心に、積極的な取組が求められております。

こうした状況の中、荷役作業時の墜落・転落防止対策を充実強化するため、3月に労働安全衛生規則等が改正、公布されました。

今後その周知と履行確保が何にも増して重要であり、陸災防としても、事業計画及び中期の災防計画に、改正法令の説明会や、テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成などを盛り込み、本部・支部、会員事業場が一体となって、労働災害の防止に総力を挙げて取り組むこととしております。皆様のご協力、取組をよろしくお願い申し上げます。



厚生労働省 労働基準局 美濃安全衛生部長 通常総代会祝辞（要約）

（代読：厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 釜石安全課長）



釜石厚生労働省労働基準局安全課長

陸上貨物運送事業労働災害防止協会並びに会員の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本年度は第14次労働災害防止計画の初年度に当たります。本計画は、安全衛生対策への取組が、人材の確保・育成・定着の観点からもプラスとなることも周知しつつ、労働者の安全と健康の確保の更なる促進を図ることを狙いとしております。

第14次労働災害防止計画における重点事項として、陸上貨物運送事業を始めとする業種別の労働災害防止対策の推進を掲げております。

陸上貨物運送事業における令和4年の労働災害発生状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症によるものを除いた死亡者数は90人と、経済活動の活性化等の中で、前年と比較し1人増加しております。そうした中であっても、令和2年以降は100人を下回って推移しており、これはひとえに皆様の労働災害防止に対する取組の賜物と受け止めております。

しかしながら、本来、労働の現場で人が亡くなるということは、決してあってはならないことであります。未だに1年間に90人もの尊い命が失われている現状を、我々は重く受け止めなければなりません。

また、休業4日以上死傷者数は1万6,580人と、前年同期と比較し225人増加しております。事故の型別で見ますと、荷役作業中等の「墜落・転落」が依然として最も多く、約3割を占めております。特に「トラック」に起因する事故が約7割を占めており、荷役作業における労働災害防止対策の充実が急務と

なっております。

このため、厚生労働省では、本年3月に、貨物自動車における荷役作業時の安全対策の充実強化を内容とする労働安全衛生規則の一部を改正する省令を公布いたしました。

この省令は、貴協会が事務局となり、令和4年8月に取りまとめていただいた、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策に関する検討会」報告書を踏まえたものとなっております。

具体的には、

①昇降設備の設置及び荷役作業における保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大したこと、また、

②テールゲートリフターによる荷役作業に係る特別教育を義務化したことなど、対策を強化したところで。

加えて、死亡災害の半数近くを占める交通事故の対策につきましては、物流ニーズの多様化、深刻な担い手不足、働き方改革への対応等、様々な課題に直面しております。

引き続き、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や改善基準告示を遵守していただき、無理のない走行計画の作成、日々の点呼による運転者の睡眠不足を含む健康状態の把握、定期健康診断の確実な実施をお願いいたします。

結びに、我が国の陸上貨物運送事業における労働災害の撲滅に向け、今後とも貴協会と連携を図りながら、共に歩みを進めてまいりたいと考えております。

厚生労働省の施策、取組に対し、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、関係者の皆様の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

【連載】

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の改正について
第5回(最終回) 荷主や元請運送事業者に対する要請について

厚生労働省 労働基準局 監督課

今回は、厚生労働省による荷主や元請運送事業者に対する要請について、解説します。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等のうち脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあり、その改善のためには、発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）の協力が必要不可欠です。

このため、改正告示が公布された令和4年12月23日、都道府県労働局において「荷主対策特別チーム」を編成し、労働基準監督署が発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請と、その改善に向けた働きかけを行うこととしました（表参照）。

この要請の対象となる企業は、長時間の荷待ちを行わせている疑いのある企業であり、労働基準監督署が監督指導を行った際に運送事業者から得た情報や、厚生労働省ホームページに設けられた「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報を基に、要請と働きかけを行うこととしています。

こうした取組を通じ、発着荷主等を含めた関係者が連携・協力して、トラック運転者の労働条件の向上を図っていくことが求められるところです。

「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」

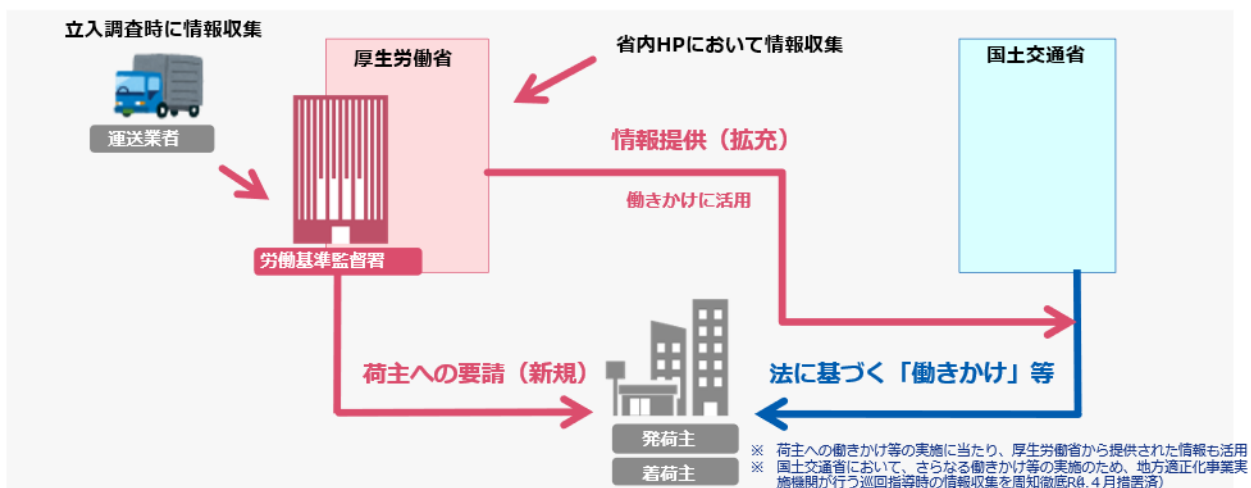
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html

表 労働基準監督署による荷主への要請（トラック）


労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
 (要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HP(※)** や**立入調査時に収集した情報** を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**
 (※) 厚生労働省HP「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」




荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署


発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引現場と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
（厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会（2019/08））

改善した現場の声

荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。


構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。

荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう


発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守る着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない**
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません**。
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする**
場合でも、**事前によく相談して決め**ましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2023
(第6回)

テーマ「若者が反発したくなる、おじさん言葉は！」

精神科医 夏目 誠

多数の若者の「ストレス相談」経験から気付くことがあります。「こんなことが、分からないのか」などの言葉に、過敏に反応することです。上司や先輩から言われると反発のみならず、怒りに発展します。まず、言葉を中心に考えてみました。

「こんなことも分からないのか」と叱責された社員

まず身近な事例からです。

26歳の井川太郎（仮称・以下同じ）さん。総務関係の業務をしています。仕事でミスがでました。課長に呼ばれ「お前、こんなことも分からないのか!」、「すぐ気付くよね」と、みんなの前で、2回も怒鳴（課長は注意と思っている）られました。

以前から、この上司は威圧感があり、声が大きいの恐怖を感じる人もいました。女子社員の間で「怖い、鬼の…課長」と言われています。

パワハラ、イエローカードですよ。

「4コマ漫画」若手が反発したくなる言葉は？



案：夏目 誠

イラスト：いらすとや、以下同じ

口癖？“普通”をやたらに言うのは？

次の事例です。25歳の上田佳代さんは経理の仕事をしています。上司の係長に呼ばれました。「上田さん、普通はこんな書き方はしないよね」と、係員の前で大きな声で2回も言われました。

佳代さんの“心の声”は以下のようなようです。

「“普通は”って言われたが、何で私が普通以下なのか」、「私は“普通の人”と違うみたいに聞こえるわ」、「高々1つのミスで評価されるのはおかしい」、「ムカツク、チョームカツク！」です。

事例2のように、安易に、あるいは口癖になっているかもしれませんが、「普通はこんなことを…」を言うおじさんは多いようです。口癖で言っているのですが受け取る方、特に若者はそうは考えない。私は普通以下と言われていていると感じる人が多いのです。そこを分らないとトラブルになりますよ。

あなたの普通を押し付けるな！



常識で攻める上司

同じような言葉に常識があります。「常識ではこんなことはしないよな！」と言います。まるで攻めているようです。

普通に似ていますよね。常識と急に言われても、戸惑い、反発から本質を考えなくなります。

あなたの常識を押し付けるな！

経験年数、世代、男女などで異なるよ！



永田町の常識は世間の非常識

さらにキツイ言葉に、「こんな内容で、恥ずかしいと思わないのか」、「恥ずかしいだろう」です。傲慢でガンコな、おじさんが使っている。若者は反発を通り越し、「怒り」ます。フツフツと怒りの炎が燃え上がってきます。

お前、恥ずかしくないのか



「こんなこと」、「普通は…」、「常識ではないよね」、「恥ずかしくないのか」を安易に使うのは禁句としてみてください。

最後に「マコトの一言」で締めくくります。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

モータージャーナリスト 森山みずほの

ポイントオブビュー

第3回 「百聞は一見に如かず」

陸運業と一口に言っても、本当に幅が広く奥が深い。

それを痛感したのが昨年度行われた『陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会』に参加させていただいた時のことです。タイトル一つ見ても、とても長い！ でもこれだけ長くして対象範囲を絞っても、そこには様々な立場、個々のテーマ、利便性など視点はとても広く、さらに「陸上貨物運送業」のキーワードだけで見ても、トラックの大きさはもちろん、仕事の種類も多岐にわたり、すべての立場を把握するのは並大抵のことではないわけです。

私がレースをやっていた時代は経費削減のため、サーキットまで自分でトラックを運転しレース車両を運んでいたのも、ドライバーの気持ちやテールゲートリフターのありがたみは、感じていました。と同時に怖い思いも何度か体験しているので、油断が事故につながることも想像はできました。

しかし荷役作業部分に関して、自分は直接携わった経験がなく、ロールボックスパレットが実は危険を伴うもので、実際に事故も多く、死亡事故まで起きているということは資料を見るまで把握していませんでした。

経験がない発着荷主の部分。これはまさに百聞は一見に如かず。経験してみるしかありません！

というわけで、まずはどうやってその仕事を探そうか・・・なんて悩むまでもなく、ネットを見ると募集案件は山のようにあり、1日だけの単発から長期のものまで働き方も多種多様。

早速、食品系の1日だけの単発のお仕事に応募し出勤です。広い倉庫の中で『荷捌き』と聞いていたのですが、開始早々に「あそこから各自、カゴ車もってきて！」の声とともに活動開始。検討会でも話題となったロールボックスパレットに早々に対面です。おお！と一人、心の中で実物に触れることに感動しつつも「あれっ？ 取扱い説明は？」と思うやいなや「はい、時間ないよ。朝までにこれ仕分けしてトラックに積むから。絶対全部、終わらせるんだよ」と広い倉庫の壁一面に高く山積みされた荷物と、その山をさらに大きくするために動き回るフォークリフトをみながらカツを入れられました。

ロールボックスパレットによっては真っすぐ進まないものもあり、みんな右往左往。あとから聞いてみると大半の人が私と同じ初めてや2回目とのこと。コロナで不景気となり本職+αで働いているとか。そんな初心者達も何台か運ぶうちに少しずつでも慣れてくるものです。すると「1台じゃなくて5台くらいまとめて持つてこれる？」と言われ今度は何台かをまとめて運ぶことに。思いのほか重く、これまたうまく動かさない。そんな感じでスタッフが1列に並んで運んでいると前の男性のロールボックスパレットが止まり切れず、その前を歩く人に激突！ 「危ないから押さないで引いて！ 引いて運んで」の声が。なるほど、こうやって事故って起きるわけね、

なんて観察しながら、扱い方を説明する間も惜しむ現実を目の当たりにしました。とにかく仕事量の多さ（人の足りなさ）と、差し迫る時間に追われる感がすごいのです。

そう、ここの作業が万が一遅れたら、そのしわ寄せは次のドライバーにいてしまう。時間になるとゲートにトラックが入り行先別のロールボックスパレットが積まれるのですが「〇〇行き、ないよー！」という声がドライバーから発せれると、荷物満載のロールボックスパレットを大急ぎでゲートまで運ばなければいけません。これがまた大変で・・・お恥ずかしながらこの勤務の翌日は、腕が筋肉痛になっていました。

こうなったら着荷主側の仕事も経験してみるしかありません。今度は雑貨系の荷卸し作業です。

トラックの到着を待って、どんどん荷物をおろしていきます。ここでも検討会の議題にあがった、トラックの荷卸し場所はやはり大きな問題でした。開店時間に合わせ多くの納品車の到着時間が重なるため、場所の確保も大変です。ここでは「開店時間」との闘い！ またしても「時間ないよ～」コールを耳にするわけです。

実はここ以外にも、同じ職種で業務形態の違うところでも何件か働いてみました。都心から離れ大手と呼ばれるお店だと、搬入エリアも広くコンベアなど最新機器があり、余裕をもった作業ができていました。余裕があるから事前の安全確認や作業時の注意事項などのレクチャーもしっかりとあり、軍手装着の確認なども行われました。

ただ逆に都心の主要都市エリアになると道も狭くスペースも限られてきます。だから大型の機械を活用することも難しくなり、ほぼ手作業とならざるを得ないわけです。ところが納品数は尋常じゃない。総集客数が多いから荷物の量も多くなり、この荷物がほぼ一日でなくなるから「毎日が時間との闘いなんだよ」とお店の人が話してくれました。

手作業だからより人手が足りず、今回の私のように臨時の人員を活用する。でもそういうところに限って『時間がない』からどんどん作業を進めるしかない。結果、取扱い説明などする人も時間もないためリスクが生まれる。ほんの一部分の作業にしか携わっていませんが、それでもそんな悪循環を目の当たりにしました。

理想と現実とのギャップ。この悪循環の解決には？ また一つ私の研究テーマが増えた体験となりました。



【新連載】「陸運業における死傷災害データの分析」第5回

基本の『はい作業』から安全な荷役作業を目指して！

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

今回は、『はい』、『はい作業』に関する死傷労働災害について着目します。

その前に『はい』及び『はい作業』の定義を確認しておきましょう。

労働安全衛生法による『はい』の定義

倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団。

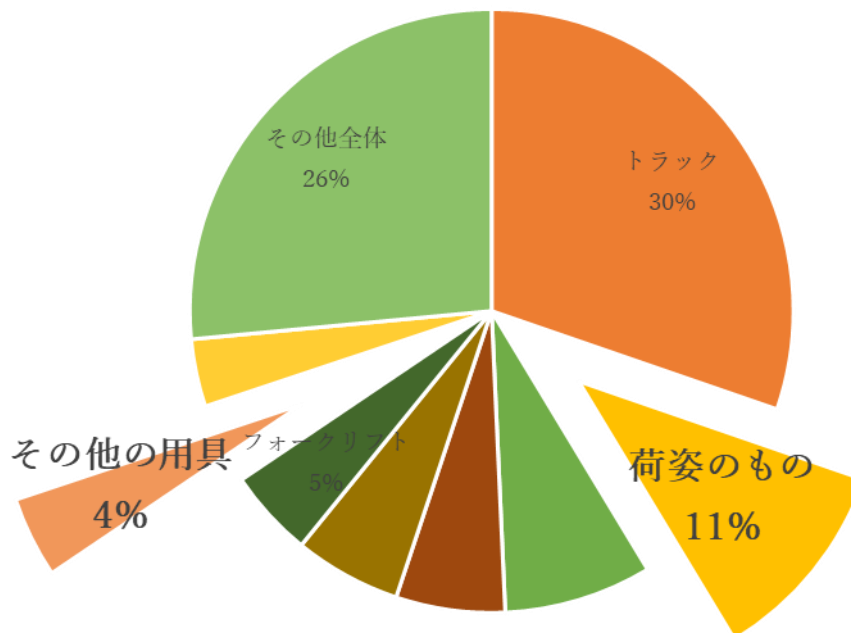
日本産業規格（JIS）による『はい』の定義

保管などのために、倉庫、上屋などに積み重ねられた物品の集団。物品を一定の方法で規則正しく積み上げることが“はい付け”、積み上げられた物品を取り崩すことを“はい崩し”、はい付けされた物品をはい崩して別の場所にはい付けすることを“はい替え”という。

と定義されています。つまり、トラック荷台上の荷などは『はい』に該当しません。

釈迦に説法になるかも知れませんが、まずは定義をしっかりと頭に入れてください。

令和3年死傷災害を起因物別に分類してみると、次の円グラフのような分類となります。



令和3年起因物別死傷災害の起因物割合(%)

『はい』や『はい作業』に関係する災害は、起因物として「荷姿のもの」や「その他の用具」に分類されている場合が多く、また、事故の型としては、「墜落、転落」、「崩壊、倒壊」及び「飛来、落下」という災害に多く至っています。

上記で示した起因物、事故の型を組み合わせで分類し、更に都道府県別に災害の発生件数が多かった北海道、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県及び大阪府の死傷病報告から19件を抽出しました。（この9都道府県で230件を調べました。）

この19件についてまとめてみると、次のような特徴がありました。

災害から分かった特徴点

- 1 段ボール箱に収められている内容物が不明であることが大多数であった。
- 2 米、肥料、冷凍品、コルゲート管、鉄骨、プラ製パレット及び折りたたみコンテナ等となっており、不明な物を含めて多岐に渡っていた。
- 3 荷姿としては、段ボール箱を積んだパレット荷、フレコンバッグ、袋物及び裸のものとなっていた。
- 4 人力作業のみならず、フォークリフトやホイストクレーン等、機械荷役の作業があった。
- 5 荷を卸そうとする“はい崩し”の作業で、災害が多く発生していた。

これらを踏まえて考えておかなければならない事項をまとめました。

考慮しなければならない事項

- 1 段ボール箱などに収められている内容物を確認すること。段ボール箱は湿気等の影響を受けやすく、段積みした場合、圧縮強度が不足する場合がある。
- 2 倉庫や屋外に高く積まれて放置されているパレット（木製、プラスチック製等）や折りたたみコンテナも荷が積まれていなくても、その物自体が『はい』となっていること。
- 3 荷姿ごとに『はい作業』の留意点をまとめ、必要な知識や作業方法などを教育すること。
- 4 熟練した作業者を配置すること。資格が必要な作業については、必ず有資格者を配置すること。
- 5 “はい崩し”の作業で災害が多く発生しているため、はい作業主任者を配置し、その者の指揮・監督のもとに作業を行わせること。

はい作業主任者の職務に関する条文から整理してみましよう。

労働安全衛生規則第429条には、次のように定められています。

事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 1 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- 2 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3 当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
- 4 はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 5 第427条第1項（注）の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

上記条文に対し、取り組まなければならない事項は次のとおりです。

- 1 荷の種類、荷姿、『はい』の状態及び『はい作業』を行っている作業場所の環境を調査し、現状を把握しなければなりません。
- 2 器具及び工具の点検は非常に大切です。毎日使用しているからといって、不具合を生じている又は、壊れているかも知れないと常に考え、作業開始前や作業終了時に点検しなければなりません。さらに、不良品は使用せず、取り除かねばなりません。
- 3 規則正しく積まれているからといって積まれたものが落下したり、崩れたりすることがあることを想像して、安全な通行路を確保しなければなりません。
- 4 災害事例をみると“はい崩し”の作業において災害が発生しています。一つ崩すことで、次にどのような状態に変化するかを常に考えておかなければなりません。そのためには、正しい作業の方法を身に付けておく必要があります。
- 5 昇降設備の使用を省略する、少しの間であるので保護帽をかぶらないで作業をすることが時として発生しがちです。このような『間』に魔の時が発生します。はい作業主任者は、周りで働く人の安全を自ら、守らねばなりません。注意する勇気を持ってください。

純粋な『はい』や『はい作業』に関する災害は減少傾向にありますが、『はい』や『はい作業』に関する知識が必要な作業における類似の災害が増加傾向にあります。

例えば、貨物自動車の荷台に積まれた荷は、『はい』に該当しませんが、『はい作業』に関する知識・技能は現場で働く人にとって、必要不可欠な能力です。

しかしながら、貨物自動車のウィングを開けた時、後部扉を開けた時、荷台上で荷を固縛する時、固縛を解いている時、荷台上や荷の上に昇る時（荷台や荷の上から降りる時）に多くの災害が発生しています。

荷台上に積まれた荷であっても正しく積まれていること、正しく固縛されていること、荷台や荷の上への昇降については、昇降設備が使用されていること、保護帽を使用されていることは、災害防止につながる基本中の基本です。

荷役作業全般に渡る災害防止につながる取組ですので、『はい』や『はい作業』に関する知識・技能を身に付けるように取り組んでください。

最後にこの19件の災害がどの程度の災害であったかについて、前回までと同様な視点の数値を示しますので参考にしてください。

- (1) 事業場の規模：50名以上－7事業場、50名未満－12事業場
- (2) 被災者の平均年齢：52歳（最高齢被災者の年齢区分：70歳代）
- (3) 休業見込み日数（平均値）：55日（最長－360日）
- (4) 経験期間（平均値）：7年4か月
- (5) ケガの種類：骨折11件、打撲傷5件、創傷・外傷・捻挫等各1件
- (6) ケガの部位：上半身（頭部・胸部・眼・手等）10件、下半身（足・すね・もも・ひざ等）9件

休業見込み日数（平均値）が、55日となっています。フォークリフトによるはさまれ・巻き込まれ災害やトラックによる墜落・転落災害と同様に重篤となる傾向が強いといえます。

さらにケガの部位が、全身に渡っています。崩壊・倒壊や飛来・落下による災害は、体の至る部位に荷が接触することで発生します。

崩れない積み方、荷崩れ防止の対策、つまり正しい『はい作業』を身に付け、確実な安全対策を実施しなければなりません。

これぐらいは大丈夫であろうという考えが、命取りとなります。

事業者は基本の『はい作業』を労働者に身に付けさせるための定期的な講習を開催すること、また、労働者は基本の『はい作業』を習熟し、特に危険な作業である“はい崩し”の作業については、必要な安全確保を確実にできるように日々研鑽に努めてください。



全国フォークリフト運転競技大会のあゆみ

第12回（最終回） 全国フォークリフト運転競技大会開催結果の概要



最終回の今回は、全国大会の進行、来賓等出席者、優勝者の厚生労働大臣表敬訪問等について紹介します。

4 全国フォークリフト運転競技大会の進行

全国フォークリフト運転競技大会は、第34回大会まで1日間の日程にて開催されました。早朝から選手の皆様が集まり、当日夕方の成績発表・表彰まで長時間の大会進行となりました。このため、第35回大会からは2日間の日程で開催することに変更し、一日目に開会式・学科競技・点検競技を実施、二日目に運転競技を実施し、その後表彰式を行うこととしました。

なお、第35回大会は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたので、第36回大会から2日間の大会開催となりました。

5 来賓等出席者

第1回から第7回までは金丸会長が、第9回は長岡会長が出席していましたが、第8回及び第10回以降は長く専務理事が代理を務めていました。しかしながら陸災防としての重要な行事であることから、第32回大会以降は毎回会長が出席しております。

これを機に厚生労働省労働基準局安全衛生部長が毎回臨席され、厚生労働大臣賞を各部門優勝者へ授与されております。

会長からの会長杯の授与
(第37回大会 一般の部優勝者)



安全衛生部長からの厚生労働大臣賞の授与
(第37回大会 女性の部優勝者)



6 優勝者の労働局長表敬訪問

一部の支部で行われていました優勝者の所轄労働局長表敬訪問を第36回大会から毎回行っております。

第36回大会 一般の部優勝者
石川労働局長表敬訪問



第36回大会 女性の部優勝者
京都労働局長表敬訪問



第37回大会 一般の部優勝者他
茨城労働局長表敬訪問



第37回大会 女性の部優勝者
福島労働局長表敬訪問



7 優勝者の厚生労働大臣表敬訪問

陸災防では、従前から全国フォークリフト運転競技大会優勝者の厚生労働大臣表敬訪問を希望していたところ、第36回大会から、その訪問が実現しました。

第36回大会 厚生労働大臣表敬訪問




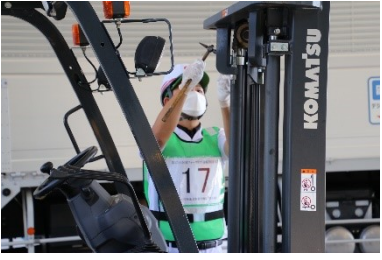

第37回大会 厚生労働大臣表敬訪問



8 新型コロナウイルス感染症対策の実施

第36回大会及び第37回大会は、新型コロナウイルスの感染状況が続く中での開催となりました。選手の皆様をはじめ、来場された皆様に安心安全な大会となるよう、感染防止対策を実施しました。

表 4-7 第36回・第37回大会における主な新型コロナウイルス感染症対策

1	参加選手数の制限 各支部、各部門1名	
2	選手付添者数の制限 第36回大会 選手1名につき1名 第37回大会 選手1名につき3名以下	
3	大会開催前・受付での取組 ・全来場者の体温確認、マスク着用・手指消毒の徹底 ・ワクチン接種状況又はPCR検査結果の確認 (第36回大会) ・感染症対策チェックリストの確認 (第37回大会)	
4	開会式 選手間、付添者間の間隔を十分に取った座席の配置	
5	学科競技 選手間の間隔を十分に取った座席の配置	
6	点検競技 全選手に手袋着用を義務付け	
7	運転競技 全選手の競技開始前にフォークリフトの消毒を実施	
8	表彰式 選手間の間隔を十分に取った座席の配置	

おわりに

これまで12回にわたり全国フォークリフト運転競技大会のあゆみを紹介してきました。全国大会を開催するまでに、まず先行して地方大会を実施して実績を積み重ね、多くの支部で地方大会が開催できるようになってから、満を持して昭和61年に第1回全国大会の開催に至り、本年第38回大会を迎えます。ここ数年新型コロナウイルス感染症の拡大により、規模を縮小して開催しましたが、今年の大会から通常開催に戻すこととし、すでに地方大会も開催されており、充実した大会となるよう、万全の準備を進めてまいります。

全国フォークリフト運転競技大会は、「フォークリフト運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚を図るとともに運転の知識と技能の向上を図り、もって安全作業の確立と労働災害の防止の推進に資するものとする。」との目的を踏まえつつ、これからも時代の要請に応えつつ、より一層充実していかねばなりません。

フォークリフトの使用は、業種の別なく広い業態で活用され、その種類もカウンタバランス型に加えリーチ型も広く普及することとなり、フォークリフトの仕様もバッテリー車の需要拡大など変化しつつあります。本競技大会もこうした変化に適切に対応してより発展できるよう常に検討を進めていく必要があると考えております。

今後も会員の皆様のご協力の下、より充実した大会となるよう努めてまいります。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会



第1回大会（埼玉県トラック総合会館）



第8回大会（日産自動車株式会社本牧専用埠頭）



第27回大会（埼玉県トラック総合教育センター）



第37回大会（中部トラック総合研修センター）

小企業無災害記録表彰〔令和5年5月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	株式会社トップライン	18名	平成30年10月31日～令和3年10月30日	富山県
第2種	株式会社矢野テック本社営業所	15名	平成29年12月14日～令和4年12月13日	群馬県
第3種	東北クリーン運輸株式会社福島営業所	25名	平成28年4月1日～令和5年3月31日	福島県
第3種	太平洋陸送株式会社伊達営業所	6名	平成28年4月1日～令和5年3月31日	福島県
第3種	三橋運輸株式会社群馬営業所	20名	平成28年1月14日～令和5年1月13日	群馬県
第4種	株式会社新開トランスポートシステムズ山形営業所	30名	平成24年1月14日～令和4年1月13日	山形県
第4種	東北センコー運輸株式会社庄内営業所	36名	平成22年3月3日～令和2年3月2日	山形県
第4種	有限会社三川運送	11名	平成22年9月26日～令和2年9月25日	山形県
第5種	浪速運送株式会社山形センター	7名	平成18年10月15日～令和3年10月14日	山形県
第5種	大晃運送有限会社本社営業所	6名	平成20年4月1日～令和5年3月31日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【厚生労働省からのお知らせ】

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施中です ～暑さ指数(WBGT)の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

- ポータルサイトポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」 (<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)

- 最新の知見を元に作成された「中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者・現場作業員向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」をアップしました。

(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>)

- 令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001065028.pdf>)



災害事例
と
その対策

テールゲートリフターの昇降板上から荷とともに墜落…下敷きになり死亡

はじめに

本誌の冒頭でも紹介していますように、令和5年3月の労働安全衛生規則一部改正に伴い、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業については、特別教育の対象となりました。今回取り上げるのは、増加しているテールゲートリフターに関する労働災害の中でも、死亡災害に至った事例のひとつです。

この事例を見ながら、テールゲートリフターの危険性や注意すべき点を考えていきましょう。

- 1 被災者：貨物自動車運転者
男性、58歳、経験年数30年
- 2 傷病の程度：多発損傷により死亡
- 3 災害発生状況

重さ約1.2 tの精密機械を4tトラックの荷台から降ろす作業を行っていた。

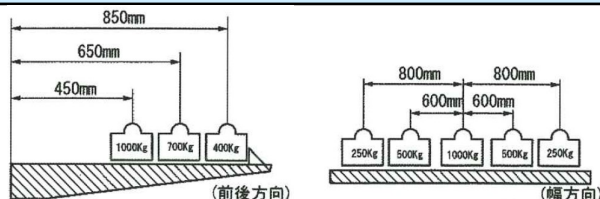
他の労働者がハンドリフトを操縦して精密機械を荷台からテールゲートリフターの上に移動させていた。この時被災者は精密機械を支えていた（補助）。精密機械がテールゲートリフターの上に載ったとき、テールゲートリフターがしなるような状態となり、被災者が精密機械とともに地上に落下し被災者は精密機械の下敷きとなった。

4 発生原因について

発生原因として挙げられているのは、「テールゲートリフターがしなるような状態になる重さの精密機械を、テールゲートリフターの上に載せたこと」です。まず、テールゲートリフターの最大荷重を考えてみましょう。

目で見てしなっているようであれば、当然のことながら、最大荷重を超えていることに間違いありません。

フォークリフトは、荷重中心の変化によって許容荷重が変化します。それと同様に、テールゲートリフターも、荷重の掛かる場所によって許容できる荷重が変化します。分かりやすく言うと、ゲートの先端に行けば行くほど、許容荷重が小さくなります。これは左右方向にも同様で、右端、左端に近づくほど能力が低下します。ゲートの根元では最大の積載能力があっても、先端や、左右端では能力が大幅に低下することを覚えておかなければなりません。



今回の事例では、積込みを別の方法（例えばクレーンやフォークリフト等）で行った可能性があります。なぜなら、積込みの際には少なくともリフトがしなるような状態にはなっていないと推測されるからです。

もう一つは、被災者の作業位置です。荷の前方で荷を支える様にして後ずさりしていたと思われます。被災した時は、ゲートの先端付近に位置していたのでしょうか。

5 再発防止対策について

事前に荷の重量を把握していたのであれば、この車両のテールゲートリフターでこの機械を荷卸しする計画はあり得ません。

再発を防止する観点から考えれば、

- (1) テールゲートリフターの能力、特性を熟知した上で、荷の重量や形状を確認する。（荷の形状や使用する台車等の種類により、昇降板に掛かる荷重の大きさや位置が変わります。）
- (2) キャスターストッパーを確実に使用する。（今回使用したハンドリフト等には、車輪のストッパーが無い場合もあるので、歯止め等で固定する。）
- (3) 荷台から昇降板上に荷を移動する際は、後ずさりは避ける。（この場合、後ずさりは大変危険です。キャスターストッパーにつまづくもしくは、キャスターストッパーを踏みつけて格納してしまうかもしれませんし、後ろ向きに墜落する危険性が非常に高まります。）

まとめ

本来、この作業には積卸し作業指揮者の選任が必要です。作業指揮者は、作業手順及び作業手順ごとの作業方法を決定し、作業を直接指揮しなければなりません。

最初にも書いたように、テールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となりました。関係する作業者に対しては、遅滞なく特別教育を実施してください。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

テールゲートリフター作業者必携-テールゲートリフター特別教育用テキスト-



テールゲートリフターの取扱いに関し、正しい知識と安全な作業を確保するため、令和 5 年 3 月に労働安全衛生規則が一部改正され、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業については、特別教育の対象になりました。

この改正を受け、陸災防では、有識者やテールゲートリフターメーカーの技術者などを構成員とする教材作成委員会を設置して検討を重ね、学科教育に対応したテキストを作成しました。本書は、安全衛生特別教育規程に示されたカリキュラムに沿って、テールゲートリフターの構造、点検・設備、取扱い方法、災害事例を踏まえた安全な作業方法などを、イラストや写真を多く用いて分かりやすく解説しています。

[テールゲートリフター作業者必携購入申込書](#)をプリントアウトのうえ、必要事項を記入し、FAXにて[支部](#)へお申込みください。

A4 判/96 頁/頒価 990 円/会員価格 890 円/令和 5 年 6 月

テールゲートリフターの安全作業ハンドブック



特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。テールゲートリフター作業における注意事項、チェックリスト、日常点検項目を掲載しております。

手帳サイズ（10.5×15 cm）8 頁/頒価 165 円/令和 5 年 6 月

【DVD はい作業ビデオ】 はい作業の安全



はい作業の現場で働く方々への安全教育教材としてお使いください！

【主なコンテンツ】

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け
はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

DVD ビデオ/約 21 分/頒価 11,000 円/平成 30 年 1 月

【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトによる安全な荷役運搬作業



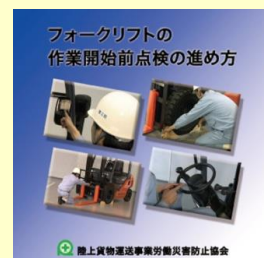
フォークリフトの運転は、技能講習等により一定の運転技能が身に付いてはいるものの、実際の荷役運搬作業の場面では、必ずしも安全な運転となっていない場合が多く見受けられ、不安全な操作に起因する事故も少なくありません。

この DVD は、フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できるものとなっています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

DVD ビデオ/23 分 36 秒/頒価 11,000 円/平成 28 年 10 月

【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトの作業開始前点検の進め方



「労働安全衛生規則第 151 条の 25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

ダイジェスト映像：<http://www.rikusai.or.jp/>

DVD ビデオ/25 分 37 秒/頒価 11,000 円/平成 23 年 2 月

複数購入割引 のご案内

3 枚以上のご注文で
20%OFF!!

2 枚のご注文で
10%OFF!!
(19,800 円)

DVD の
組合せは
自由です!

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)



<荷役災害防止関係>

	<p>荷役災害防止担当者教育用テキスト</p> <p>頒価 1,595 円</p>	<p>この図書は、厚生労働省の策定した「荷役ガイドライン」で示された「荷役災害防止担当者」の教育用テキストです。</p> <p>なお、この図書は、陸運業の荷役災害防止担当者にも、また荷主等の荷役災害防止担当者にも使用できる共通の教育用テキストとなっております。</p> <p style="text-align: right;">A4判/151頁/令和元年8月 第3版</p>
	<p>荷役作業従事者のための安全必携 -荷役作業安全ガイドラインの作業講習用テキスト 陸運事業場用-</p> <p>頒価 990 円</p>	<p>厚生労働省の策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷役作業に従事する労働者に対し、荷役作業を安全に行うための教育を実施することが示されています。</p> <p>このテキストは、荷役作業に従事する陸運事業者の労働者が知っておくべき内容を分かりやすくまとめたものです。</p> <p style="text-align: right;">B5判/72頁/平成26年7月 初版</p>
	<p>作業指揮者必携 ＜安全教育テキスト＞ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」</p> <p>頒価 1,925 円</p>	<p>車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積卸しする作業を行う場合の「積卸し作業指揮者」の選任が法令で定められています。</p> <p>これらの作業指揮者教育を実施する際に必要なテキストとして取りまとめたものです。</p> <p style="text-align: right;">A4判/155頁/令和元年5月 改訂3版</p>
	<p>はい作業安全必携 -はい作業主任者技能講習用テキスト-</p> <p>頒価 1,595円</p>	<p>本書は、はい作業主任者技能講習用のテキストです。</p> <p>多くの写真、図、イラスト等を用いて、分かりやすく解説したものであり、技能講習用のテキストとしてだけでなく、はい作業の安全確保のためにも広く事業場で活用いただけるものです。</p> <p style="text-align: right;">A4判/180頁/令和2年6月 改訂4版</p>
	<p>荷役運搬機械等によるはい作業の安全</p> <p>頒価 1,265 円</p>	<p>厚生労働省の「安全衛生教育推進要綱」に基づいて実施することとされている「荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育」について、フォークリフト、クレーン等を用いるはい作業従事者に対する教育用テキストとして作成しました。参考書としてもご利用ください。</p> <p style="text-align: right;">A5判/158頁/平成25年6月 改訂2版</p>
	<p>荷役運搬作業の安全作業マニュアル</p> <p>頒価 1,375 円</p>	<p>荷役運搬機械、設備等についての安全化を進めるうえでご留意いただきたい事項等について、マニュアルの形で取りまとめたものです。本書をモデルとして安全作業マニュアルを作成いただける内容となっております。陸運業以外の業種にも共通して活用いただけます。</p> <p style="text-align: right;">A4判/176頁/平成25年5月 改訂2版</p>
	<p>フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト</p> <p>頒価 1,705 円</p>	<p>フォークリフト運転技能講習を修了してフォークリフトの運転業務に就いている(就く)方を対象とした安全教育・能力向上教育用のテキストです。</p> <p>なお、運転をする方だけでなく、関係者の参考書としても役立つ内容となっております。</p> <p style="text-align: right;">A4判/150頁/令和2年2月 改訂3版</p>
	<p>ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト</p> <p>頒価 770 円</p>	<p>ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つですが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。</p> <p>本書は労働安全衛生総合研究所の大西先生の監修による取扱方法等の詳しい解説を掲載しております。</p> <p style="text-align: right;">A4判/40頁/平成30年6月</p>
	<p>[DVD] ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール</p> <p>頒価 770 円</p>	<p>「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」の補助教材として本DVDを作成しました。併せてご活用ください。</p> <p style="text-align: right;">DVD/11分/平成30年6月</p> <p>【セット購入割引のご案内】 ロールボックスパレットテキストと同DVDをセットでお買い求めいただきますと、770円+770円=1,540円のところ、セット価格 1,320円(税込)にて販売いたします!</p>
	<p>ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック</p> <p>頒価 220 円</p>	<p>本ハンドブックは、ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。是非、社内の教育用、作業者の携帯用としてご活用ください。</p> <p style="text-align: right;">手帳サイズ(10.5×15cm) 16頁/平成29年6月</p>

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<交通労働災害防止関係>

	<p>新改善基準告示対応 交通労働災害防止担当管理者必携 -交通労働災害防止担当管理者教育テキスト- 頒価 1,595 円</p>	<p>交通労働災害防止担当管理者を新たに選任した場合に行う教育のためのテキストとしてとりまとめたものです。 陸運業関係の法規制等についても具体的に記載し、改善基準告示の内容の理解に資することとしました。陸運業だけではなく、製造業や第三次産業における交通労働災害の防止にも対応した内容のものとなっています。 A4判/278頁/令和5年3月 改訂6版</p>
	<p>職場ですすめる交通労働災害防止 -ヒヤリ・ハットから交通KYTまで- 頒価 880円</p>	<p>小規模事業場でも容易に実践することができる交通労働災害防止のための手法として、ヒヤリ・ハット活動、交通危険予知トレーニング、指差し呼称、交通危険マップ等を取りあげ、これらの手法について易しく解説を加えました。また、交通危険予知トレーニングを行える「イラストシート集」を併せて掲載しました。 B5判/50頁/平成20年7月 改訂版</p>

<安全管理関係>

	<p>やさしく学ぶ労働安全衛生関係法令 -陸上貨物運送事業- 頒価 1,210 円</p>	<p>労働安全衛生法は、過去の重大な労働災害を踏まえ、その再発防止のために事業者が何をしなければならないかを示したものです。本書では、左のページに法令を記載し、右のページにてその法令を分かりやすい形に整理して内容の説明を行い、理解しやすいものとしています。 是非職場の安全衛生水準の向上にお役立てください。 A4判/180頁/令和2年7月</p>
	<p>労働災害としての過労死を予防するための基礎知識 頒価 1,100円</p>	<p>陸運業においては、労働災害としての過労死の予防が大きな課題となっております。 過労死の労災認定の状況をはじめ、過労死発祥のメカニズム、労災認定の仕組み、認定基準、企業の責任などについて分かりやすく解説したものです。 A4判/87頁/平成28年6月</p>
	<p>高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き ~高齢者になっても安全・健康に働くために~ 頒価 1,100 円</p>	<p>高齢者の自動車運転者をはじめ、高齢者の荷役作業従事者も対象に、企業としてどのようにしたら高齢従業員に安全・健康に働いてもらうことができるか、また、高齢従業員自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示したものです。 A4判/115頁/令和2年7月</p>
	<p>陸運業のための安全衛生推進者必携 頒価 2,530円</p>	<p>労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。 本書は、陸運業に従事する安全衛生推進者の養成講習用として活用いただけます。 A4判/208頁/令和2年7月 改訂</p>
	<p>安全管理者必携 -安全管理者選任時研修テキスト- 頒価 2,420 円</p>	<p>平成18年の労働安全衛生法等の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める「安全管理者選任時研修」の修了が必要となりました。本書は、この研修用テキストで、陸運業における作業の特殊性を加味した内容の研修用テキストです。 A4判/168頁/平成22年5月 改訂初版</p>
	<p>リスクアセスメントイラストシート -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際- (第2集) 頒価 1,375 円</p>	<p>荷役作業時の労働災害を防止するためには、「リスクアセスメント」の取組が有効です。本書では、主な荷役作業をイラストで紹介し、演習形式でリスクアセスメントの手法が身につくようにしたものです。リスクアセスメントの導入部分である見積評価について、取り組みやすいマトリックス方式についても解説しています。 A4判/83頁/令和4年6月 改訂版</p>
	<p>リスクアセスメントイラストシート -荷役作業におけるリスクアセスメントの実際- (第1集) 頒価 1,375 円</p>	<p>事業場でどのようにリスクアセスメントを導入していくかを示すとともに、作業事例に基づくリスクアセスメントの実施方法を分かりやすく紹介しています。 さらに、20の作業事例をイラストで示していますので、演習問題としてこれらのリスクアセスメントに取り組むことにより、リスクアセスメントの実践力が身につくようになっていきます。 A4判/80頁/平成20年6月 第1版</p>
	<p>陸運業で働く人のはじめの安全と健康 -雇入れ時等の安全衛生教育テキスト- 頒価 990円</p>	<p>新規に雇い入れた従業員は、作業のどこに危険があるかよく分からないことから、被災のリスクが高いと考えられます。 法定の雇入れ時等の教育で、陸運業の職場に共通する基礎的な事項についての的確に教育するためには、このテキストを活用することが大変に効果的です。 A4判/77頁/平成26年5月 改訂初版</p>

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

【安全ポスター／紙のぼり】			【資格者ワッペン・シール】					
			 ワッペン		 シール			
			ショベルローダー等 運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン シール	6.5×6.5 cm 3.5×3.5 cm		
安全ポスター No.83			210 円		B2判 (728×515 mm)			
			玉掛技能資格者 ワッペン・シール		385 円	ワッペン シール	6.5×6.5 cm 3.5×3.5 cm	
			 ワッペン		 シール			
			小型移動式クレーン 運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン シール	6.5×6.5 cm 3.5×3.5 cm		
安全ポスター No.82			210 円		B2判 (728×515 mm)			
			【安全旗】			安全旗(特大)	3,080 円	140×210 cm
			安全旗(大)			1,760 円	104×156 cm	
			安全旗(中)			1,320 円	86×129 cm	
			安全旗(小)			990 円	70×105 cm	
標語入り 夏期労働災害防止 強調運動紙のぼり			【安全衛生旗】			安全衛生旗(特大)	3,630 円	140×210 cm
			安全衛生旗(大)			2,200 円	104×156 cm	
			安全衛生旗(中)			1,540 円	86×129 cm	
			安全衛生旗(小)			1,210 円	70×105 cm	
			安全衛生旗(卓上)			1,650 円	12×16 cm	
210 円			(250×1,080 mm)					

お申込みは、陸災防支部または本部へお願いいたします。
 陸災防本部 TEL:03-3455-3857



購入方法のご案内

2023年6月



クールワークキャンペーン Cool Work, Safe Work

主唱:厚生労働省 / 労働災害防止団体等 令和5年

厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。運送業においては2021年と比べると2022年の熱中症による死傷者数(速報値)は倍増しており、依然、建設業、製造業に続く発生件数となっています。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

STOP! 熱中症



A 熱中症対策ウォッチ カナリア

通常価格 4,950円 ▶ 会員特別価格 **4,208円** (税込)

“あなたが熱中症になる前に音と光でお知らせ”します

NEW



01 簡単操作

電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのままご使用いただけます。

02 耐久性

防塵・防水性能は安心のIP67、夏のヘビーユースを想定した設計です。

03 管理不要

ワンシーズン使い切りというコンセプトで充電する手間はありません。

日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 **Biodata bank**

使い方



「熱中対策ウォッチ カナリア™」は、暑熱下のリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、3ヶ月使い切りのウェアラブルデバイスです。

B マイファンプラス マルチクリップ

通常価格 3,960円 ▶ 会員特別価格 **3,366円** (税込)

小型なのに大風量の充電式モバイル扇風機

マグネットどこでもファン
MYFAN PLUS
マイファンプラス マルチクリップ

小型軽量強力ファン
+ マルチクリップ

風量4段階調節
弱 中 強 最強
風速切



レジャー・スポーツ・屋外ワークに!

ロッカーにも

デスクファンに

マルチアジャスタブルクリップ
様々なキャップに対応

帽子や日傘、バッグやベルト等に装着できる(着脱式)専用ラバークリップ「マルチクリップ」付き。マグネット内蔵でハンズフリーで送風でき、ハンディファンや卓上ファンとしても使えます。

●付属品: マルチクリップ/専用USBケーブル

D マジクールEX

通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 **1,384円** (税込)

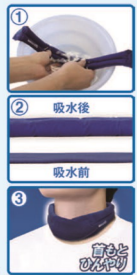
水を含ませて首に巻くだけで
冷感が長時間持続するネッククーラー



繰り返し使えるので
エコで経済的!

MAGICOOL

●サイズ: H55×W570mm



① 気化(蒸発)
② 水分
③ 吸熱

気化熱作用で首回りを冷却、太い血管が多く集まる頸部を冷やします。

C クールタオル(仕事猫)

通常価格 880円

▶ 会員特別価格 **748円** (税込)

ぬらして、絞って、振るだけで
心地よいひんやり感



●サイズ: H900×W300mm
●材質: ポリエステル
●PP袋入



陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品





クールワークキャンペーン
Cool Work, Safe Work

STOP!
熱中症

発症時、
緊急時の
措置を確認!

E 働く人の熱中症予防
～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円 ▶ 会員特別価格 **94円** (税込)

中央労働災害防止協会 編
8頁/4色刷 A5判 定価 110円

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリールによるブレイクリングの効果なども紹介。

改訂第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊!

F リスクを知って防ごう熱中症
暑くなる前に備える

通常価格 275円 ▶ 会員特別価格 **234円** (税込)

堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編
16頁/4色刷 A6判 定価 275円

現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。WBGT値の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂第3版 携帯できるポケットサイズ

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2023

貴社名	
ご住所〒	
ご所属	ご担当者
TEL	FAX

品名	No.	金額 (税込)	数量
A 熱中対策ウォッチ カナリア	45378	4,950円 ▶ 会員特別価格 4,208円	
B マイファンプラス マルチクリップ	45375	3,960円 ▶ 会員特別価格 3,366円	
C クールタオル 仕事猫	45055	880円 ▶ 会員特別価格 748円	
D マジクール EX	45366	1,628円 ▶ 会員特別価格 1,384円	
E 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ 会員特別価格 94円	
F リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える !!	21630	275円 ▶ 会員特別価格 234円	

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	880円
② 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,650円
③ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上の場合	2,420円

※ 新刊・新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857
商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



業種別労働災害発生状況（令和4年確定）

確定

死亡災害						
	令和4年1～12月 [確定値]		令和3年1～12月 [確定値]		対前年比較	
	死者数(人)	構成比(%)	死者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	774	100.0	778	100.0	-4	-0.5
製造業	140	18.1	131	16.8	9	6.9
建設業	281	36.3	278	35.7	3	1.1
交通運輸事業	9	1.2	8	1.0	1	12.5
陸上貨物運送事業	90	11.6	89	11.4	1	1.1

死傷災害						
	令和4年1～12月 [確定値]		令和3年1～12月 [確定値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	132,355	100.0	130,586	100.0	1,769	1.4
製造業	26,694	20.2	26,424	20.2	270	1.0
建設業	14,539	11.0	14,926	11.4	-387	-2.6
交通運輸事業	2,928	2.2	2,696	2.1	232	8.6
陸上貨物運送事業	16,580	12.5	16,355	12.5	225	1.4

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 確定）

確定

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他	
令和4年1～12月	90	24	1	6	5	2	10	33	0	9	
令和3年1～12月	89	12	3	5	3	6	11	37	0	12	
対前年増減	1	12	-2	1	2	-4	-1	-4	0	-3	

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 確定）

確定

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	
令和4年1～12月	16,580	4,294	2,917	1,230	769	451	892	1,739	809	12	2,940	527	
令和3年1～12月	16,355	4,496	2,813	1,212	703	456	800	1,605	839	9	2,984	438	
対前年増減	225	-202	104	18	66	-5	92	134	-30	3	-44	89	

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所:厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は90人となり、前年と比べて1人の増加となった。事故の型別でみると、「交通事故(道路)」が33人と最も多くを占めたものの、前年と比べると4人の減少となっている。次いで多く発生した「墜落・転落」においては24人であり、前年と比べて12人の増加となった。

[死傷災害]

死傷災害は16,580人となり、前年から225人増加し3年続けての増加となった。依然増加傾向は続いているものの、令和2年から令和3年の686人増加に比較しその増加は緩やかとなっている。事故の型別の状況を前年と比較すると、「はさまれ・巻き込まれ」(+134人)、「転倒」(+104人)、「激突され」(+92人)が大きく増加している。一方で、「墜落・転落」(-202人)、「動作の反動・無理な動作」(-44人)「交通事故(道路)」(-30人)は減少した。

なお、死亡・死傷災害ともに、新型コロナウイルスによるり患は含まない。

陸運業 死亡災害の概要（令和4年）

災害発生 年月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
4年 9月 9日	墜落、転 落	トラック	男性	56	運転者	16 年	運送業 務	配送途中の駐車場において、トラックの運転席に乗り込 む際にバランスを崩して転倒し、頭部を打撲したものと推 定される。
4年 9月 6日	その他	起因物 なし	男性	67	運転者	40 年	同僚と 雑談中	被災者は出勤後、事業場の駐車場で同僚と雑談中に突 然意識を失い、同僚にもたれかかる状態で倒れた。同僚 が被災者を仰向けに寝かし呼吸停止状態を確認し、すぐ に救急車を要請した。その間、同僚が心臓マッサージを 実施した。救急車到着後、AEDなどの救急救命処置が 実施され病院へ搬送されたが、特発性心室細動により死 亡したもの。令和4年7月健康診断結果による虚血性心 疾患の疑い及び前月の時間外労働時間が80時間超の 疑いにより業務上外調査中だったが、業務上決定したも の。
4年 8月 22日	その他	起因物 なし	男性	40	貨物自 動車運 転者	7年		冷凍車にて冷凍食品を運搬し、納品先で荷卸し作業中、 「難治性心室細動、急性心筋梗塞」を発症し、息苦しさを 訴えてしばらく休んでいたところ、同日午後、体調が急変 して心肺停止状態となったため、病院に救急搬送された が、同日午後、搬送先の病院にて死亡が確認された。発 症前2～6か月の月平均時間外労働は最大で82時間を 超えており、業務における過重負荷（長時間労働）が原 因と推定される。
4年 1月 28日	その他	起因物 なし	男性	58	貨物自 動車運 転者	7年	スロープ の格納 作業	被災者はキャリアカーへの車の積み込み作業を終了し、ス ロープを格納する作業を行っていたが、作業場所で倒れ ている状態で発見された。その後病院に搬送されたが急 性心不全による死亡が確認された。過重労働によるもの と推定。
4年 1月 24日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	36	運転者	20ヶ 月	側乗指 導受講	側乗指導のため被災者が助手席に乗り込み、別の労働 者が運転中、運転者が運転を誤り、道路左側にあった標 識にぶつかった後、ガードレールにぶつかった。この衝撃 でトラックのキャビンが変形し、被災者の足がキャビン内 のシートとグローブボックス間ではさまれた。その後、入 院中であった被災者は容体が急変し、肺塞栓症により死 亡したもの。

（注）後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

【厚生労働省からのお知らせ】

「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の 最新版を公開します

～令和5年10月までに最新版のダウンロードをお願いします～

厚労働安全衛生法第66条の10において規定しているストレスチェック制度について、各事業場において円滑に導入できるよう、ストレスチェックの受検等を行う「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を、厚生労働省が委託運営するサイト（※）にて公開し、事業者の皆様幅広く活用いただいているところです。

今般、本プログラムの最新版（ver.3.6）をダウンロードサイトに公開しましたので、お知らせします。

（注）令和5年11月以降、本プログラムの最新版をダウンロードしない場合、動作に不具合が生じる可能性があるため、特に、現在、本プログラムの旧版（ver.3.5以前）を使用されている事業者の皆様におかれましては、令和5年10月までに、今回公開した最新版を必ずダウンロードいただきますよう、併せてお願いします。

※「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイト

[\(https://stresscheck.mhlw.go.jp/\)](https://stresscheck.mhlw.go.jp/)

業種別労働災害発生状況（令和5年速報）

令和5年5月8日現在

死亡災害						
	令和5年1～4月 [速報値]		令和4年1～3月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	188	100.0	227	100.0	-39	-17.2
製造業	37	19.7	52	22.9	-15	-28.8
建設業	55	29.3	74	32.6	-19	-25.7
交通運輸事業	3	1.6	3	1.3	0	0.0
陸上貨物運送事業	35	18.6	24	10.6	11	45.8

死傷災害						
	令和5年1～4月 [速報値]		令和4年1～4月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	44,976	100.0	48,286	100.0	-3,310	-6.9
製造業	6,891	15.3	7,428	15.4	-537	-7.2
建設業	3,512	7.8	4,275	8.9	-763	-17.8
交通運輸事業	929	2.1	1,030	2.1	-101	-9.8
陸上貨物運送事業	4,109	9.1	4,377	9.1	-268	-6.1

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年5月8日現在

	合計	墜落・転落		転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
		7	2								
令和5年1～4月	35	7	2	2	1	3	3	16	0	1	
令和4年1～4月	24	7	1	4	2	0	3	7	0	0	
対前年増減	11	0	1	-2	-1	3	0	9	0	1	

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年5月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
令和4年1～4月	4,377	1,167	940	308	172	109	192	438	178	1	716	156
対前年増減	-268	-104	-32	-5	-11	-12	2	-25	8	0	-34	-55

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所:厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は35人となり、前年同月と比べて11人（うち9人が「交通事故（道路）」）の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が16人と最も多く発生しており、死亡災害の45.7%（前年同月は29.2%）を占めている。

[死傷災害]

死傷災害は4,109人となり、前年同月と比べて268人の減少となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、死亡災害と同様に「交通事故（道路）」(+8人)が増加している。一方で、「墜落・転落」(-104人)、「動作の反動・無理な動作」(-34人)、「転倒」(-32人)は大きく減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和5年）

令和5年5月8日現在
陸災防調べ

災害発生 年月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
5年 4月 24日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	50	貨物自 動車運 転者	3年	トレーラ ーの運 転	被災者は、荷主事業場にて製材をトレーラに積込み、輸送先に向 かった。当該トレーラは、ICから高速道路に合流する手前の上り 口左カーブを曲がり切れずに路外に横転した。その際、トレーラ ヘッドがガードレールに衝突して大破し、被災者が身動きが取れな い状態で死亡しているのを発見された。適切な速度に減速しなかつ たと推定。
5年 4月 20日	はさま れ、巻き 込まれ	フォークリフト	男 性	55	事務員	8年	コンテナ の封緘作 業	被災者はコンテナヤードにおいて、約60cmの間隔が空いたコンテナ とコンテナの間でコンテナの扉を結束バンドで封緘する作業を行って いたところ、別会社の労働者が運転するフォークリフトが、被災者に 気付かずコンテナの間隔を詰めたため、コンテナとコンテナの間に被 災者が挟まれたもの。なお、この作業は1か月に1回程度発生する 臨時的な作業であった。推定原因はフォークリフトの作業範囲内に労 働者を立ち入らせたこと。
5年 4月 17日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	27	その他 の職種	1ヶ 月		引越し業務のためトラックに乗り、客先へ荷物を運搬中、高速道路を 走行していたところ、前方を走るトラックに追突し、助手席の労働者 が死亡したもの。
5年 4月 15日	飛来、落 下	トラック	男 性	39	貨物自 動車運 転者	1年		被災者はウイング車（積載荷重：3,250kg）にピストンポンプ（約300 kg）を積込み、次にインキタンク（約1,500kg）を積み込んだところ、タ ンクの重量により車体が傾き、ピストンポンプのキャスターをロックし ていなかったため、同ポンプが荷台より落下しそうになり、被災者は とっさに同ポンプを手で押さえようとしたが、止めきれず同ポンプの下 敷きとなった。
5年 4月 6日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	20	貨物自 動車運 転者	8ヶ 月	貨物自動 車の運 転	最大積載量3.5tの貨物自動車運転し、高速道路を走行中、トンネル 入口手前で路肩にはみ出し、擁壁に接触した後、翼壁に衝突した もの。意識不明の状態での病院に救急搬送されたが、重症外傷により 死亡が確認された。
5年 4月 4日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	21	交通運 輸業	7ヶ 月	貨物自動 車の運 転	被災者が運転するトラックが中央分離帯に乗り上げ、その弾みで反 対車線に進入し、反対車線を走行していた他社の大型トラックと正面 衝突し、被災者は全身を強く打ち、死亡したもの。
5年 3月 27日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	53	運転者	2年	衣服の運 送	被災者が4tトラックで高速道路を走行中、路肩に止めていた軽自動 車と接触事故を起こしたため、路肩にトラックを停車させ車外に出て 軽自動車の運転手と事故処理の協議をしていた。その時、後方から 来た大型トラックが軽自動車に激突し、衝撃で吹き飛ばされた軽自 動車に被災者が激突されたもの。
5年 3月 23日	交通事 故（道 路）	トラック	男 性	47	運転者	4年	4tトラック の運 転	被災者は、4tトラックに1人で乗車し、運送のため走行していた。交 差点に差し掛かったところ誤って反対車線（一方通行の2車線）に進 入してしまい、すぐ路肩に一時停車した。走行車両が無くなった状況 を見計らってUターンし、走行車線から追い越し車線に変更しようとし たところ、後方から直進してきたトレーラと接触し、車両4台が絡む 交通事故になった。
5年 3月 15日	激突さ れ	荷姿の物	男 性	61	運転者	15 年	フォークリ フトの誘 導	トラック運転手である被災者が納品先に到着後、納品先の労働者が フォークリフトにより建材ボードをトラックから資材置き場へと運搬す る際、フォークリフトのバランスが崩れ建材が前方に崩れ落ち、 フォークリフトの前で誘導を行っていた被災者に激突した。被災者は 救急搬送されたが、病院で死亡が確認された。フォークリフトの最大 積載荷重は3,000kgであるが、運搬した建材ボードの総重量は約 3,600kgであり、最大積載荷重を超過していた。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

安全ポスターのご案内

荷役作業の労働災害防止にご活用ください！



安全ポスター No.83

令和5年度安全衛生標語荷役部門優秀作品「荷台に潜む危険の芽 命を守る昇降設備とヘルメット」をテーマとした「安全ポスター No.83」を頒布中(価格210円(税込))です。

ポスターを荷役作業の労働災害防止にご活用ください！

品名：安全ポスター No.83
価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

6月から全国各地において改正労働安全衛生規則等説明会を開催します。本年10月1日から（一部令和6年2月1日から）適用される改正点等について、都道府県労働局担当官及び陸災防安全管理士が説明を行います。参加費は無料です。是非ご参加ください。

安全衛生標語優秀作品を決定いたしました。ご応募いただいた作品からは作者自身や職場の仲間を災害から守るための決意と願いをひしひしと感じ、身の引き締まる思いをしました。

今月の表紙 奥入瀬溪流（青森県十和田市）

国指定の特別名勝及び天然記念物（天然保護区域）であり、ミシュラン・グリーンガイドで2つ星に選ばれた奥入瀬溪流は新緑や紅葉の名所です。滝や清流も多くの人を魅了します。溪流沿いには車道と遊歩道が整備されており、散策しやすいことも魅力の一つです。

陸運と安全衛生 2023年6月号 No.650

2023年6月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内
電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))